

葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金申請書 【一時預かり利用支援】（学童保育クラブ待機児用）

葛飾区長宛て 私は葛飾区に対し、ベビーシッター利用支援事業助成金の交付を希望するため、関係書類を添えて申請いたします。また、下記保護者については申請日現在、児童と同一の生計であることに間違いありません。

【同意書】子育て応援課長宛て 利用料助成金の決定に際し、私及び世帯の情報に関して子育て応援課長が戸籍住民課長から「住所、氏名、性別、続柄、生年月日」を葛飾区に住所を有するかの確認のため、また、放課後支援課長から「入所申請情報、申請結果情報」を利用料助成金を受けるために必要な資格があるかの確認のため、情報の提供を受けることに同意します。また、東京都へ提出する補助金の実績報告のために「氏名、生年月日、一時預かり利用支援事業の利用情報」を利用することに同意します。※同意いただけない場合は、助成を受けることができません。

1. 保護者

フリガナ		住所	〒	-
氏名			電話	

2. 対象児童（今回申請する小学1年生～3年生の児童1名を記載してください）

フリガナ		生年月日	平成						
氏名			令和						

3. 対象児童が入所不承認となった学童保育クラブ名及び入会希望年月日

フリガナ		通常	入会希望年月日	令和	年	月	日	
学童保育クラブ名		一時利用	入会希望	春	・	夏	・	冬
※三季休業中のご利用の場合は、○で選択してください								

4. 確認・同意事項

(1)請求する利用料は、学童保育クラブの入所不承認の児童（学童保育クラブ待機児）のベビーシッターによる一時預かり利用支援事業の利用に伴い、ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のことをいい、入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料等の実費や家事援助等のサービスに付随する料金を含んでいません。

(2)他の補助金やクーポンに係る経費は請求しません。

5. 添付資料

- ①別紙 利用内訳書
- ②事業者が発行した領収書（氏名、利用日時及び利用料の支払いがわかるもの）を添付すること（領収書で上記内容が確認できない場合は、事業者が発行した請求書や内訳書も添付すること）
- ③ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書
- ④学童保育クラブの入所不承認の児童であることがわかる書類等

※④が発行されない場合、3. に記載された学童保育クラブに、入所不承認の事実について照会する場合があります。

6. 支払金口座振替依頼

葛飾区長宛て 葛飾区から私に支給される葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金交付要綱第3条の助成金は、下記の口座に口座振替の方法をもって振込してください。

※1の保護者と同一名義の口座にしてください。

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協		支店
金融機関コード		支店コード	口座番号
口座種別	普通	口座名義 (カタカナ)	

【区処理欄】（保護者は記入しないでください。）

□ 一時預かり利用支援（学童保育クラブ待機児用）							
4月	円	5月	円	6月	円	7月	円
8月	円	9月	円	10月	円	11月	円
12月	円	1月	円	2月	円	3月	円
合計							円